

【公益社団法人全国公民館連合会 平成 28 年度事業計画書】

平成 28 年度の事業展開にあたって
～絆を紡ぎ、人づくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

はじめに

これまでに実施されていた 7 地域区分(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)ごとのブロック公民館大会は、本年度から全国公民館研究集会という冠がつく新方式による大会となります。全国大会としての内容面での対応など、円滑な移行のため会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、今年度は昭和 21 年 7 月に打ち出された「公民館の構想」(文部次官通牒)から 70 年目にあたります。この間、全国各地の公民館では、それぞれの地域がかかえる様々な課題に対して地域の方たちが創意工夫し、対応することで解決を図るなど、その使命と責任を果たしてまいりました。しかしながら、近年の都市化・過疎化の進行や家族形態の変容などにより、地域社会の絆の希薄化や家庭の孤立化などの課題も顕在化しています。さらには急速な人口減少・少子高齢化の進行など、それぞれの地域だけでは解決が困難なものがあります。全公連としては、従来にも増して、関係各方面と連携を密に取り合い、それらの課題解決に努力をしてまいります。

以下、本連合会の平成 28 年度事業の推進にあたり、特に留意すべき柱となる考え方を示し、会員各位の一層のご理解とお力添えをお願いする次第です。

〈これからの公民館のあるべき姿、求められる基本的な方向性や役割〉を学ぶ

「公民館のあるべき姿」を追求し、「公民館の存在意義」を再確認するためには、国の動向を把握したうえで「基本的な方向性や役割」を再確認することが必要です。そのためには、以下に取り上げたような公民館に係わるもので、新たに策定された計画や改正された法、新たに閣議決定された法などの趣旨についての理解が欠かせません。

「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年～29 年度)の 4 項目の一つには「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」があり、全学校区に学校と地域の連携・協働体制の構築などが示されています。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正」(平成 27 年 4 月 1 日施行)では、地方教育行政における責任の明確化、首長と教育委員会との連携の強化を打ち出しています。

「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年 11 月 28 日公布施行)と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)の基本的な考え方には、『地方創生は、「ひと」が中心であり、

長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れ確かなものにする必要がある』としています。

また、昨年12月に中央教育審議会から「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」取りまとめられました。この答申について、東京大学大学院教育学研究科 牧野篤教授は『問われる「当事者」としての自覚と志ー深読み中教審答申ー』(月刊公民館 平成28年2月号)で、次のように述べられています。

『この「答申」を貫いている前提は、今の日本社会に対する深い危機意識です。／社会教育・生涯学習の観点からは、この「答申」の核心は、学校との協働だけではなく、学校を活用しながら、地域コミュニティを住民自らが経営して、自治を高めていく、ということだといえます。／住民による本来の意味での自治を地域コミュニティにおいて実現すること、これがこの答申で求められていることなので、それを実現できるのかどうか、すべては現場で生活し、活動する住民の実践と、それとともにある職員の努力にかかっていると私は理解しています。／この答申は、それを受けとめる私たちの「当事者」としての自覚と志を問うものといってよいでしょう。そこに社会教育と生涯学習の可能性がかかっているのです。』(抜粋)

私たちは、公民館に携わる者として、これらの目的や基本理念を理解し、日本の将来を見据えたこれからの公民館のあるべき姿の理解を深めることが大切です。そして、公民館だからこそできること、公民館だからこそなすべきことをより明確にし、人々の絆を紡ぎ、社会福祉の増進、安心・安全な地域社会の構築に努めます。

＜それぞれの公民館で創意工夫を凝らした特色ある事業・活動＞を推進する

公民館を取り巻く状況は、予算の削減や施設の老朽化など、マイナス面に目を向けると厳しい局面ばかりです。一方プラス面としては、公民館がかけがえのない地域の拠り所として、市町村教育行政や地域住民の強い支援を受け、大きな存在感を示している公民館も数多くあります。マイナス面の克服も大事なことですが、プラス面のより一層の伸長を図ることでオンリーワンの公民館が実現されるものです。それぞれの地域に住む人々の願いや思いが、具体的に実現できる公民館活動が展開されて初めて公民館の必要性が実感でき、公民館の存在感も高まるものです。

公民館に対する社会からの期待や要請は、単なる集いの場、単なる学習の場にとどまらず、以前にも増して多様化してきています。また、近い将来必ず起こるとされる大地震等に備え、公民館の耐震化等についても、機会を捉えて国への要望を積極的に行って参ります。

公民館がいつでも、どんな時でも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるよう、次のような公民館づくりに努めます。

- ① 誰もが、ちょっと立ち寄ってみたいくなる、魅力ある公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③ 人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館

④ 人の温かさと心配りがにじみ、地域の絆を実感できる公民館

<おわりに>

公民館の活性化には、全公連・ブロック公連・都道府県公連などの公民館組織の充実が不可欠です。組織がしっかりと機能すれば、必要な情報が適時・適切に入手できるなど、職務遂行に欠かせない資質・能力の向上に役立つ研修会等の参加機会も増えることとなります。

また、「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会」も、全ての組織が円滑に機能してこそ開催が可能となります。今年度も引き続き、組織の活性化のために努力を傾注し、全国の公民館事業の充実に努めます。

都道府県の正会員並びに文部科学省を始め、関係機関・関係団体の皆様の一層のお力添えを賜りながら、公益社団法人として相応しい事業を積極的に展開してまいります。

I 公民館の充実発展に関する事業

【公民館研究集会・大会等の開催】

公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図ることを目的として、「全国公民館研究集会」を全 7 会場（北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）で実施する。全国の公民館に勤務する職員等を募り、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで事例発表や討議および大学教授等の研究者の講演等を各地区の特色を活かして行う。

《今年の開催予定(全国公民館研究集会)》

第 38 回全国公民館研究集会／平成 28 年 8 月 24 日～平成 28 年 11 月 11 日

開催地区	会期	主会場
北海道	10/6～7	北海道 鹿部町
東北	10/20～21	福島県 福島市
関東・甲信越・静	8/25～26	神奈川県 相模原市
東海・北陸	10/20～21	岐阜県 高山市
近畿	11/10～11	和歌山県 和歌山市
中国・四国	9/8～9	山口県 山口市
九州	8/24～26	宮崎県 宮崎市

※各地区のブロック公民館大会を兼ねる。

【全国公民館セミナーの開催】

各都道府県を代表した公民館長等 60～100 名を募り、公民館の機能充実に必要なことについて研修を行う。実施後、公民館連合組織等を通じて研修の成果を各地域の公民館の活動にフィードバックすることを求め、公民館機能を向上させる。

開催期日／平成 29 年冬季のうち 3 日間（※平成 29 年 1 月 16～18 日になりました）

開催場所／国立オリンピック記念青少年総合センター

【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

① 相談助言・情報発信

日々の公民館活動で発生するさまざまな案件について「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。また、各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の紹介や派遣の実施および運営に役立つ情報提供などを行う。

② 国・地方公共団体・社会教育団体・機関等との連携協力

前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸

団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進する。また、耐震化の促進等をはじめとした公民館を健全に運営するために必要なことについて、国や都道府県等の外部の組織に対して積極的な働きかけを行う。

【地域活動支援事業の実施】

都道府県公連で実施している公民館職員の資質向上や公民館活動の理解促進等を主たる目的とした研修や広報事業などに対して支援及び活動状況の発信する。

【公民館広報推進事業の実施】

公民館の広報活動の事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰する。今年度は公民館から紙面で発行される「公民館報」を取り上げて「第6回全国公民館報コンクール」を行う。

【「月刊公民館」の発行】

地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行する。公民館の活動を推進する情報誌として、社会の変化に柔軟に対応し、公民館が地域社会にとって高い存在意義を示すよう充実した内容の編集につとめる。

【専門資料の発行】

新任職員や地域の人などをはじめとした公民館に携わる人向けに公民館を紹介した「よくわかる公民館のしごと」、災害時に公民館が避難所となり、地域の人たちと避難所を円滑に運営するために日頃から準備しておくことや被災したときの具体的な運営方法等を紹介した「公民館における災害対策ハンドブック」、公民館を運営するときに必要な関係法令や通知通達、中央教育審議会の諮問及び答申などを紹介した「公民館必携」等の専門資料を発行し、広く普及するよう頒布する。

【優良公民館職員等表彰事業】

他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び公民館の運営について顕著な実績を認められた「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促す。

Ⅱ 公民館総合補償制度に関する事業

【見舞金制度事業の運営】

公民館総合補償制度で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う「見舞金制度」を実施する。本事業で余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源として活用する。

【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分(団体災害補償保険等の保険料)の集金事務について保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。本事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

Ⅲ その他の事業

【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。